

会報

2000.1
第62号



社団法人千葉県環境保全協議会

目 次

* あいさつ.....	1
会 長 中 村 皓 一	
* 年頭あいさつ.....	2
千葉県知事 沼 田 武	
* 随 想.....	3
キッコーマン(株)環境保護推進室長 山 野 晴 久	
* 協議会活動について.....	4
* クリーンウェイスト千葉'99	5
* リレー訪問	
・ 日本電気(株)我孫子事業場を訪ねて.....	6
* 行政法令動向	
・ 千葉県ごみ処理広域化計画 ～ちばゼロ・エミッション21に向けて～	10
・ 千葉県の保護上重要な野生生物 ー千葉県レッドデータブックー植物編について	15
・ 平成12年度千葉県における部・課再編案について	19
* 房総の歴史	
・ 将門伝説の成因	34



年頭あいさつ

会 長 中 村 皓 一

新日本製鐵（株）君津製鐵所副所長

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、ご健勝で新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

昨年は、県ご当局の適切なご指導と会員の皆様の温かいご支援を賜り、当協議会の事業活動を、計画とおりの円滑に実施できましたことに対し心から厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、わが国の経済は、政府の経済政策の浸透などで一部に改善の傾向が見られましたが、民間企業の設備投資の減少が続くなど低調に推移しました。本年は、政府の経済政策を下支えとする景気回復への期待はありますが、不透明な景気動向が続くことが予想されます。

環境問題については、昨年10月に、ドイツのボンで166か国が参加してCOP5（気候変動枠組条約第5回締約国会議）が開催され、温室効果ガスの排出削減を義務付けた「京都議定書」の早期発効を目指して議論が行われました。その結果、排出量取引や遵守問題などについて、一定の理解の向上が得られ、また今後の具体的な交渉プロセスについても合意が得られました。

国においては、地球温暖化対策の実行計画の策定や省エネルギー対策の強化や、ダイオキシン類などの有害化学物質による環境リスク対策などの施策が推進されています。

一方、千葉県においては、環境への負荷が少ない社会経済システムの実現に向けた取組を総合的に推進されており、現在21世紀の千葉県づくりのために、次期総合5か年計画の策定のための検討が進められています。また、本年は、県及び地元市と千葉臨海地域の企業との間で締結している「公害の防止に関する細目協定」が改正され、新たに締結される予定です。

「環境の世紀」といわれる21世紀が目前であります、持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指して、地球環境の保全に一層貢献していききたいと思います。

当協議会といたしましては、これまでの活動効果と良き伝統を踏まえ、県ご当局と密接な連携を保ちつつ、充実した事業活動を推進していききたいと存じます。

本年も引き続き、県ご当局の適切なご指導と会員の皆様のご支援をいただくようお願いいたします、新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭あいさつ

21世紀に向けての幸せづくり地域づくり ～「21世紀は千葉の時代」～

千葉県知事 沼田 武

明けましておめでとうございます。

社団法人千葉県環境保全協議会の会員の皆様には、希望あふれるさわやかな新春をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

さて、21世紀が目前に迫った現在、情報化やグローバル化の進展など時代の大きな転換期を迎え、これらの変化を新たな発展のエネルギーとして取り込み、県民福祉の向上に結びつけていくため、昨年2月、21世紀の県政運営の総合的指針となる長期ビジョンを策定しました。

そして、このビジョンに基づく第1次の総合5か年計画を本年中に策定します。平成13年度から始まるこの計画は、「みんなで」「安心」して暮らせる「元気な」千葉県づくりをテーマに、重点的に取り組む課題とその対応策を明示し、21世紀の県民一人ひとりの幸せづくりや、地域の自立と発展を目指してまいります。

また、近年、ダイオキシン類やベンゼンなどの有害大気汚染物質、ごみの減量化と再資源化の推進など都市生活型環境問題への対応、さらには地球温暖化に代表される地球規模での環境対策が必要となっています。

そのため、「資源循環型社会」の構築に向けた「ごみの減量化と再資源化を進める新たな基本指針」や県内における総合的な温暖化防止対策推進のための「温暖化防止計画」を策定します。

このほか、印旛沼及び手賀沼の水質保全対策として、排水基準の一部改正により流入汚濁負荷量の一層の削減に努めておりますが、北千葉導水事業による手賀沼への浄化用水の導入が4月から開始される予定となっています。

加えて、館山野鳥の森では豊かな自然に気軽にふれあえる「ふれあい野鳥館」を7月にオープンするなど、地域の環境保全施策の充実を図ってまいります。

「21世紀は千葉の時代」です。県民の皆様と共に、さわやかな心で結ばれたふるさと千葉づくりを進めてまいりますので、皆様のご支援、御協力をお願いいたします。

終わりに、貴協議会のますますのご発展と会員の御多幸を心からお祈りいたしまして、新年のごあいさつといたします。



随 想

避けられないものは好きになろう——(Part2) ……たとえそれが草取りでも……

副会長 山 野 晴 久

キッコーマン(株)環境保護推進室長

いやぁ驚きました。前号のこのページで戯れ言を並べましたところ、思わぬところから反響がありました。なかには「今の奥さんとはそんな訳で一緒になったんですか」という勘違いもありましたが。人間誉められると悪い気はしないもので、おだてに乗って、Part2を披露するハメになりました。前号で避けられないものとして草取りをあげましたが、もちろん草と仲良く暮らすつもりなら避けられますが、奇麗な芝庭にしたいと思えば、草取りだけは植木屋に頼んでも奇麗なのは、ほんの2~3週間位ですよ。

母が亡くなったのは、昭和50年、四半世紀が経とうとしている。母の生前、我が家の芝庭には草一本生えていませんでした。母が隈なく見回っては、こまめに抜いていたからで、当時「その草を抜いて!」、『どこに?』、「お前の眼は節穴か、ほれここに」とよく言われました。母の死後2年、ときどき眼に余るものは抜いていましたが、その頃になると腰丈の草も出てきました。一念発起して週末は草取りに専念。約3週間、取りまくりました。「ごまあ見ろ」と最初に手をつけたところを見ると、小さいやつがもうポツポツと。さあどうするか。草と暮らすか、お袋が生きていたときのように奇麗にするか、選択を迫られました。この草取りを避けて通れるか、だまっていれば草の中に家があるような状況になるだろう。決心しました。どうせ避けられないものなら、趣味にして好きになってやろうと。

それから毎週末に精を出しましたが、芝のなかの草は、24時間3交代で頑張ってきました。こちらは出かけたり、雨もあり、気分の乗らない日だってあって、週働1.5日がやっとで多勢に無勢。最初は押され放しでした。取っても取っても、季節季節に違った草が芽を出してくるのです。2年も続けたでしょうか、やっと敵方の勢いが弱まってきました。ここまできると、草取りが好きになってきました。そうしてかれこれ20年以上経ちますが、我が家の庭には、いまでは草一本生えていません。(チト大袈裟かも?) 草取りから色々なことを教わりました。わたくし流の草取り哲学を披露します。

1. シャがまなければ草は見えない、草は取れない。

何事もそこに近づかなければ本質はつかめない。

2. 小さい芽はいつでも生えている。

危機の芽は、何時でも何処にでもある。小さいうちに手を打とう。

3. 草を取ることは目的ではない。美しい芝庭を見たいが故に草を取るのだ。

目的あっての手段であることを忘れるな。

どうですか。草取りといえども奥が深いと思われましたか。さて、環境問題はどうか。やがて「浪費の世紀」といわれる20世紀は終わります。そして、人類は好むと好まざるとにかかわらず、地球との共生を考えざるをえない二十一世紀を迎えます。将に、この時期に我々は、環境に携わらせてもらっている訳ですから、その自覚と誇りを持って、真正面から環境問題に対処しようではありませんか。

協議会活動について

1.平成11年度事業報告（4月～12月）

	事 業	会 務
4月	・ 21日 協定小委員会（自治会館）	・ 14日 平成10年度事業監査（自治会館）
5月		・ 12日 平成11年度通常総会（プラザ菜の花） ・ 19日 第1回部会連絡会（教育会館）
6月	・ 3日 協定小委員会（文化会館） ・ 12日 環境分科会（大気）（幕張メッセ） ・ 16日 協定小委員会実務者会議（自治会館） ・ 28日 協定小委員会実務者会議（自治会館）	・ 3日 会報第61号編集委員会（自治会館） ・ 25日 クリーンウェイスト担当者会議（自治会館）
7月	・ 1日 協定小委員会（文化会館） ・ 12日 廃棄物関係管理者研修会（教育会館） ・ 21日、22日、23日 水質公害防止管理者試験受験講習会（教育会館） ・ 27日、29日、30日 大気公害防止管理者試験受験講習会（自治会館）	・ 16日 クリーンウェイスト幹事会（自治会館） ・ 23日 クリーンウェイスト実行委員会（自治会館）
8月	・ 3日 水質管理者研修会（中小企業会館） ・ 10日 協定小委員会（自治会館） ・ 11日 大気・粉じん管理者研修会（自治会館） ・ 18日、19日、20日 水質公害防止管理者試験受験講習会（教育会館） ・ 25日、26日、27日 大気公害防止管理者試験受験講習会（教育会館）	・ 3日 クリーンウェイスト担当者会議（県環境部会議室）
9月	・ 2日、3日 騒音公害防止管理者試験受験講習会（自治会館） ・ 9日、10日 振動公害防止管理者試験受験講習会（自治会館）	・ 21日 クリーンウェイスト担当者会議（県環境部会議室）
10月	・ 21日 クリーンウェイスト千葉大会（青葉の森文化ホール） ・ 29日 廃棄物関係管理者研修会（ジャパン・リサイクル（株）他）	・ 11日 クリーンウェイスト幹事会・実行委員会（プラザ菜の花） ・ 12日 第2回部会連絡会（自治会館） ・ 19日 クリーンウェイスト担当者会議（県環境部会議室）
11月	・ 9日 統括者・主任管理者研修会（ポートプラザちば） ・ 19日 水質第一線技術者研修会（中小企業）	・ 9日 第1回理事会（ポートプラザちば） ・ 15日 会報第62号編集委員会（自治会館）
12月	・ 3日 ISO認証取得講習会（自治会館） ・ 21日 大気第一線技術者研修会（自治会館）	・ 24日 クリーンウェイスト担当者会議（県環境部会議室）

2.平成11年度事業報告（1月～3月）

1月		・ 19日 第1回総務委員会（自治会館） ・ 28日 第3回部会連絡会（自治会館） ・ 28日 クリーンウェイスト幹事会・実行委員会（プラザ菜の花）
2月	・ 10日 騒音・振動・悪臭第一線技術者研修会（自治会館） ・ 18日 環境問題説明会（教育会館）	
3月	・ 廃棄物関係管理者研修会（自治会館）	・ 8日 第4回部会連絡会（自治会館） ・ 21日 第2回理事会（プラザ菜の花）

クリーンウェイスト

クリーンウェイスト千葉'99 〈産業廃棄物適正処理推進大会〉

平成11年10月21日(木) 午前10時より千葉市中央区青葉町の青葉の森公園・芸術文化ホールにおいて「クリーンウェイスト千葉'99」が盛大に開催されました。

当日は県民をはじめ、関係団体、行政関係者等734名が参加し、優良事業場、適正処理推進功労者に対する表彰のほか、産業廃棄物の適正処理に関する取り組みの発表や産業廃棄物処理施設をめぐる住民投票と施設のゆくえをテーマにした演劇も上演され、大会宣言を採択して閉幕しました。

一方、会場の1階展示コーナーでは、千葉県の産業廃棄物の現状、処分場、不法投棄現場等のパネルの展示が行われましたが、川崎製鉄株式会社からサーモセレクト方式(廃棄物ガス化溶融) 模型、パネルの展示等を行い注目されました。

表 彰

1. 減量化・再資源化優良事業場

産業廃棄物の減量化・再資源化に積極的に取り組んでいる次の事業場(会員企業を掲載)

(1) 知事感謝状

(株) 日立製作所産業機器グループ習志野事業所

(2) 大会会長感謝状

旭硝子(株)船橋工場

電気化学工業(株) 千葉工場

2. 産業廃棄物適正処理推進功労者(大会会長感謝状)

(1) 産業廃棄物排出事業者の部

産業廃棄物の排出事業場において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条に定める技術管理者等の業務に多年にわたり従事し、産業廃棄物の適正処理に大きな功績のあった次の方々

阿 南 勝 正 様 (伊藤ハム(株) 東京工場)

荒 井 澄 男 様 (エスエス製薬(株) 成田工場)

板 屋 辰 夫 様 (株)クボタ船橋工場)

鶴 岡 昌 典 様 (住友化学工業(株) 千葉工場)

寺 田 明 生 様 (富士石油(株) 袖ヶ浦製油所)

事例発表

「廃棄物の減量化、有効利用について」

極東石油工業(株)千葉製油所 環境安全部長 中 野 健 二 氏

千葉製油所が取り組んできた廃棄物の中間処理、とりわけ、所内で発生する汚染の中間処理後、肥料としての有効利用並びに保温材のセメント原料として再利用することによる埋立量の減量化等について紹介されました。

リレー訪問

第44回目になります企業訪問は、東葛北部部会の日本電気(株)我孫子事業場をお願いいたしました。
(編集委員会)

日本電気(株) 我孫子事業場を訪ねて

日本電気(株)我孫子事業場

地区責任者 我孫子事業支援本部長
環境管理部 我孫子環境管理部長
聞き手 協議会事務局主任主事

今 泉 澄 夫氏
長 田 彰氏
松 崎 容 子
(以下 敬称略)



松崎 我孫子市は、もともと成田街道の宿場町として栄えてきたところですが、本日お邪魔いたしました日本電気(株)我孫子事業場は、東西に長い我孫子市の最も利根川寄りにあります。ここからは対岸の茨城県取手市街も望めます。



それでは早速ですが、会社の沿革からお話いただけますか。

今泉 私どもの会社は、創立が明治32年

(1899)の7月です。

ですから、今年(1999)の7月でちょうど100年を迎えたことになります。

当初は、アメリカのウエスタンエレクトリック社(WE社)から資本の一部を入れて、電話機や交換機の輸入、販売、保守の仕事を行っていました。明治35年には東京の三田に工場を設け、WE社からの技術を学び、交換機を自家生産するようになったのです。

松崎 100年前には、今のようにテレビ

から携帯電話、パソコン、ファックスに至るような電化製品に囲まれた生活など想像もつかなかったでしょうね。10年前を振り返っただけでも、あの頃と今とでは状況がかなり違ってきますもの。道行く人々が日常的に携帯電話を持ち歩く姿も当時はまだ見られませんでしたから。

今泉 そうですね。この分野の成長は加速度的とも言えるのかもしれませんがね。通信機器の性能は年々向上し、より大量のデータをより短時間に処理できるようになりました。

現在NECでは、通信機器、コンピュータその他電子機器から構成される情報通信機器、電子デバイスの製造販売、そしてこれらに関連するサービスの提供を柱にして事業を展開しています。

松崎 皆さんも携帯電話をお持ちのようですが…。

今泉 事業場内の電話連絡は、PHSを利用しています。これだと直接本人を呼び出すことになり、電話取次の無駄がなくなりますし、内部組織の変更があっても内線電話の配線工事の必要がないわけですから、経費の節約にもなります。

松崎 我孫子事業場では設計部門が中心で、新製品の試作以外に生産はしていないということで、大変驚きました。

今泉 そうなんです。

設立当初は、必ずしも設計部門だけだったわけではなく、交換機関係事業の、開発設計から生産までを考えていたようですが、それぞれ別にした方がより効率的であるということで、設計部門のみの

技術開発センターとして変わってきました。

ここでは現在、デジタル電子交換機、ファクシミリ、電話ターミナル、伝送装置、データ通信機器等の開発を行い、ここで開発した製品の生産は、関連の生産会社で行っています。事業場全体の売り上げは、約8000億円ぐらいになります。

松崎 設立はいつごろですか。

今泉 1983年竣工です。NECの中では最も新しい事業場ですが、NECの創立当初からの主力事業である交換機等の開発が中心ですから、この我孫子事業場はNECで“最も古く、最も新しい事業場”と言えるかも知れません。

松崎 事業場は、他にもあるのですか。

今泉 NECの事業場は、最も古い三田事業場のほか、玉川、相模原、府中、横浜、我孫子事業場と中央研究所がございます。



松崎 それらの事業場では、それぞれの製品の設計等を行っていらっしゃるんですか。

今泉 そうです。例えば、コンビナートを形成している東京湾臨海部の工場でも一つの工場でいくつかの製品をつくっているでしょうし、我孫子事業場でも数種類の製品の設計を行っています。それと同じに考えていただいたらいいかも知れません。

松崎 ずいぶん大勢の人がPC（パーソナル・コンピュータ）のディスプレイに向かっていらっしゃるし

たが、どれくらいの人が働いているんですか。

今泉 従業員は、約7000名。内、社員は2500名ぐらいです。技術職が全体の5割ぐらいで、PCは、倍の14000台ぐらい使っています。

松崎 ここは緑も多いし、ずいぶんと広い敷地の中にあるんですね。

今泉 敷地面積が約95000坪。建屋の延床面積が約36000坪あります。

4階から見てもらうと良くわかるんですが、昔はこの辺りは湿地帯だったところで、敷地内にも4つの池があります。利根川がまだ蛇行を繰り返していたころの名残りだと聞いています。

松崎 最近では、いろいろなところでビオトープという形で自然に近いものを復元するということが行われてきていますが、ここでは最初から自然をそのままの形で残しているんですね。

今泉 NECでは、C&C (Computer & Communication) の企業理念のもと早くから環境管理に取り組んでいまして、また、地球環境保全はもとより、ボランティア活動、地域社会との共生、芸術文化、スポーツなど、さまざまな活動に対して参加と支援を行ってきています。

毎週木曜日には、少年少女空手教室を開催していますし、私自身が部長をしているラグビー部も1985年に創部され、今年は東日本社会人リーグ2位と、頑張っています。

また、従業員の環境への意識向上の一環として、場内でケナフの栽培も行っております。

松崎 1970年には環境管理部ができてい

たそうですね。

長田 はい。当初は公害防止からスタートしたわけですが、現在、環境管理は、企業が果たすべき役割として「環



境配慮型製品の開発」、「廃棄物の削減や資源循環の推進」、「環境関連法規、規則の順守」、「環境管理組織・運営制度の整備」、「自主環境監査の導入」、「従業員への環境教育」の6つを環境方針として事業場をあげて取り組んでいます。

ここでは、ISO14001の認証も1997年に取得致しましたし、今年の10月には我孫子事業場単独としてだけではなく、NEC全体として、国内メーカーとしては初めてISO14001の全社一括認証取得をしました。

松崎 県内の認証取得件数も90件(1999年10月現在)を越えたようです。

具体的には、こういった環境管理活動をされているんですか。

長田 最近は特に循環型社会づくりということで、資源の有効活用、リサイクルを積極的に推進しております。

事業場からの廃棄物には、一般廃棄物と産業廃棄物とがありますが、事業場では一般廃棄物を分別し易いようにポスターの内容をイラスト化したり、ポケットサイズの“資源分別管理の手引き”を作成して従業員に配付して徹底を図っています。

また、発生する廃段ボール類は、裁断してウエーブを付け、袋詰め

にし、製品梱包の緩衝材として再利用したり、従業員の食堂の生ごみをコンポスト化するなどして廃棄物を削減しています。

松崎 千葉県庁でも同じように庁舎の食堂からの生ごみを地下でコンポスト化して肥料を作っているんですよ。

長田 毎年、12月中頃に『日本経済新聞』で発表される“環境意識調査”のアンケート結果でもNECは国内企業の中で環境への取り組みについて常に上位にランクされています。

事業場としての取り組みについていくつかお話し申し上げようと思いますが、事業場の組織は、例えば、移動通信システム事業部ですとか交換ネットワークシステム事業部等、製品ごとの組織体になっていますが、環境管理活動は共通的に、横断的に管理する廃棄物や省エネルギー等の専門委員会と環境管理責任者を中心にした体制で行っています。

松崎 一番の環境問題は、なんですか。
長田 この事業場の環境側面、環境負荷はなにが大きいかというと、生産工場ではないので廃棄物もそれほど多いものではありません。

出てくるものは、産業廃棄物と一般廃棄物、それと健康管理センターから出る医療廃棄物（特別管理産業廃棄物）、あとは、排水や古紙などの再資源化物ですから、電力、化学物質、産業廃棄物、石油等を環境要素としてとらえ活動を展開しています。

また、事業場のなかでこれから特に活動の柱としていこうとしているのが、『環境配慮型製品設計』

という、環境に優しい製品の開発です。

松崎 製品の開発、設計段階から環境を考慮に入れた評価を行って、環境負荷の低減と環境保全を行っているんですね。

今泉 鉛フリーはんだやPVC（ポリ塩化ビニル）レスケーブルの開発、繰り返し使えるエコポリカ樹脂。こういったものをうまく利用した製品の開発に今、取り組んでいます。

例えば、情報通信機器がどの段階で一番CO₂が多く排出されるかということ、お客さんが製品を利用してからなんです。ですから、製品の消費電力を小さくすることによってでもCO₂の削減がなされるわけです。

松崎 今日は、私には大変難しい分野のお話しでしたが、きっと21世紀には、私などの想像をはるかに超えた劇的な社会変化が起こるであろうことはわかります。

今泉様と長田様には、お忙しい中、ご説明ありがとうございました。

行政法令動向

千葉県ごみ処理広域化計画 ～ちばゼロ・エミッション21に向けて～

千葉県環境部生活環境課
広域処理推進班

1. はじめに

県では、平成11年3月に市町村が広域的にごみ処理施設を集約させ、ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生抑制を目的とする広域化計画を策定しました。

この計画は、国の指導に基づき、平成19年度までの施設整備の方向性と平成29年度を最終年度とするダイオキシン類の削減目標値等を定め、学識経験者の助言を得て策定したものです。

2. 計画策定の背景と目的及び期間

(1) 背景と目的

近年の地球環境問題への危機意識の高まりから、大量生産・大量消費・大量廃棄という資源を過度に消費し、環境への負荷が大きい社会経済システムを見直し、資源循環型社会への転換が求められており、従来のようにごみを焼却や埋立により処理する方式から、ごみの排出抑制、減量化・再資源化の徹底を図るとともに廃棄物の有効利用について一層の取組が急務となっております。

そこで、県では平成10年3月に「千葉県一般廃棄物処理マスタープラン」を策定し、ごみの最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・エミッション」の実現を目指し、市町村等における一般廃棄物処理の望ましいあり方を提案したところ です。

本計画は、県内市町村が互いに連携・協力して廃棄物処理施設を集約し、広域的に適正処理を行うことにより、ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生防止及び集約化によるごみ処理コストの縮減などを図ります。併せて焼却灰などの有効利用による最終処分場に依存しないごみ処理システムを構築することを目的に策定したものです。

(2) 期 間

計画期間は、平成10年度から平成19年度までと定め、現在使用している焼却施設の稼働状況等を踏まえ、広域化による新たな施設整備計画をこの間に策定し、平成29年度までにはこの計画に基づき広域化施設の整備を完了する計画としています。

3. 計画策定の手法

この計画は、厚生省から示された広域化計画策定の基本方針をもとに、一般廃棄物処理の現状や市町村等の意向等を受け、広域処理のブロック分けやブロック別の施設整備計画を検討しました。

また、策定の段階では、学識経験者により構成される「ごみ処理の広域化計画専門委員会」を設置して、意見・助言を求め策定したものです。

4. 広域化の考え方と目標

計画策定にあたっては厚生省が示している基本方針、

- ①ダイオキシン類削減対策
- ②焼却残渣の高度処理対策
- ③サーマルリサイクルの推進
- ④公共工事のコスト縮減

などに、本県独自の方針として、次の（１）～（３）を加え、策定しました。

- （１）ごみ焼却施設におけるダイオキシン類削減策として、排ガス中のダイオキシン類のみならず焼却灰・飛灰のダイオキシン類についても数値目標を定め、ダイオキシン類総排出量について削減目標が達成できるよう施設整備を誘導すること。
- （２）溶融やエコセメントなどの新技術により焼却灰の再資源化を図り埋立処分量を削減し、最終処分場に依存しないごみ処理システムの構築を目指すこと。
- （３）ダイオキシン類の発生抑制につながる焼却処理量の削減を図るため、減量化・再資源化を推進すること。

5. 広域化ブロック

- （１）広域ブロックの区割りの考え方

広域化を進めるにあたっては、焼却施設は処理能力が可能な限り300t/日以上（少なくとも100t/日以上）の全連続式とするよう厚生省の考え方が示されており、本県の計画では以下に基づき広域ブロックの区割りを設定したところです。

- ①処理能力100t/日以上のごみ焼却施設の確保
- ②市町村の意向の尊重
- ③地理的条件の考慮

- （２）広域化ブロックは、概ね人口10万人以上の計22のブロックを設定しました。

（図－１）

6. 広域化の進め方

ダイオキシン類の総排出量の削減等を早急に実施するため、広域化による新炉への転換を早期に行う必要があります。

なお、平成14年12月までの間は、ダイオキシン類に係る恒久基準への対応を優先して行うこととしております。

具体的には、次の事項に留意して取組めます。

- （１）恒久基準への対応に要する経費との二重投資を回避しつつ、可能な限り早期の広域化を実現すること。
- （２）更新時期が異なる施設は、集約可能な施設から段階的に広域化を行うこと。

7. ダイオキシン類排出量及び最終処分量の削減に向けた取組み

ダイオキシン類排出量及び最終処分量を削減するため、新技術の開発動向と地域特性に配慮し、県・民間企業と連携した取組みを進めることとしております。

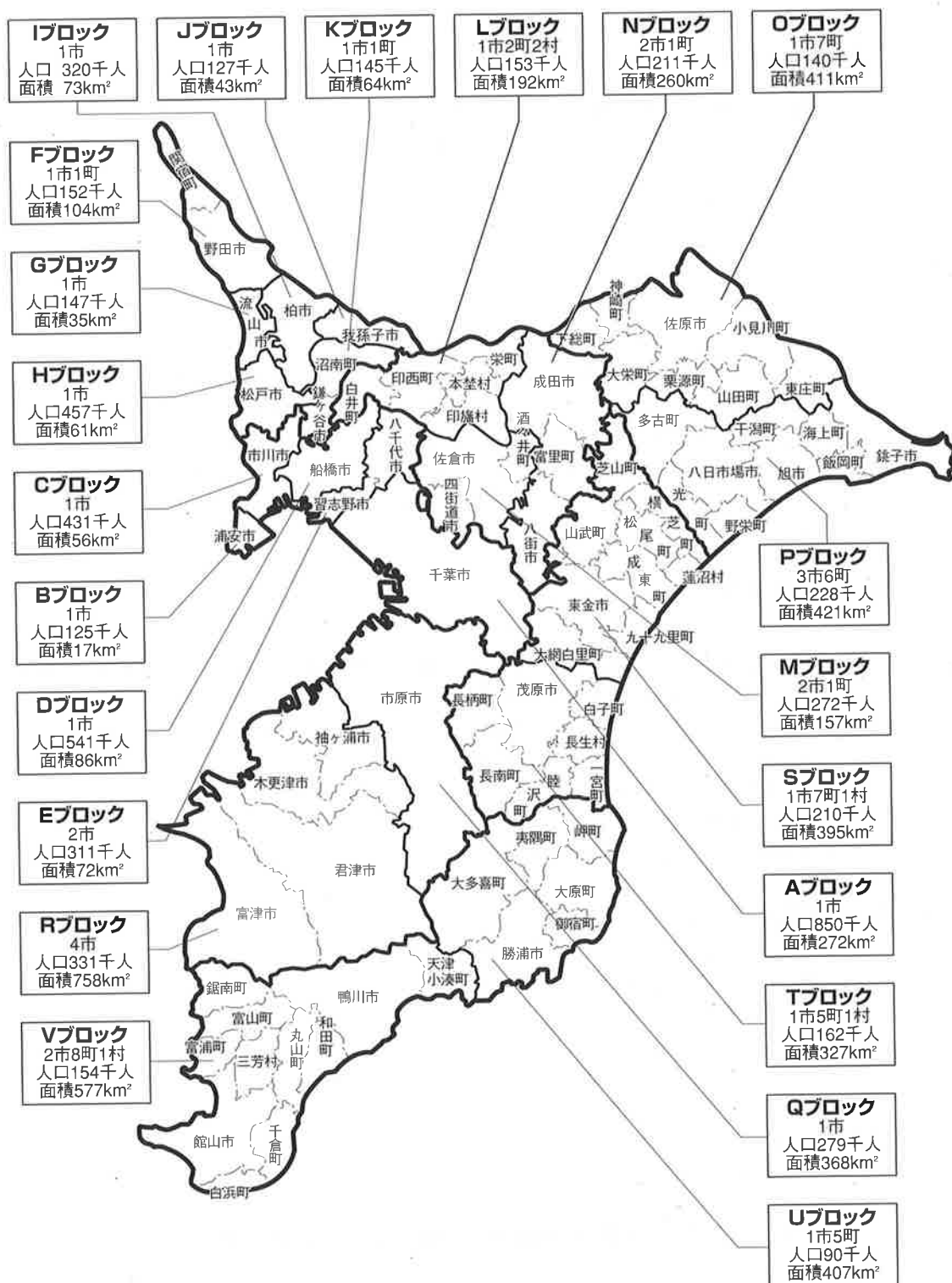


図-1 広域化ブロック区割り図

手法については、次のとおりです。

- (1) 減量化・再資源化の推進により、焼却処理対象量を削減することで、ダイオキシン類の排出量と焼却残渣等の最終処分量を削減すること。
- (2) 焼却施設が更新されるまでの間及び更新焼却施設が比較的小規模な施設は、焼却灰・飛灰をエコセメントの原料としてリサイクルすることにより、ダイオキシン類総排出量と最終処分量を削減すること。
- (3) 更新する焼却施設には、熔融固化施設を導入し、焼却灰・飛灰を熔融スラグ化することにより、焼却灰・飛灰中のダイオキシン類の排出量を抑制するとともに熔融スラグを公共事業でリサイクルし、最終処分量を削減すること。
- (4) 粗大ごみや不燃残渣は埋立処分されておりますが、これらは熔融施設での処理が可能なことから、熔融処理しリサイクルを行うこと。
- (5) 平成29年度までに更新されない焼却施設は、適切な燃焼管理を行うとともに活性炭吹込み等の排ガス処理を行い、排ガス中のダイオキシン類濃度を新設焼却施設に適用される維持管理基準まで削減すること。

8. 広域化の効果

広域化を推進することにより、次の4項目の効果を期待しております。

- (1) ダイオキシン類総排出量の削減効果……現状より97.5%削減
- (2) 最終処分量の削減効果……現状より70.0%削減
- (3) サーマルリサイクル効果……発電量が現状の2倍に増加
- (4) ごみ処理コストの縮減効果……現状より12.0%縮減

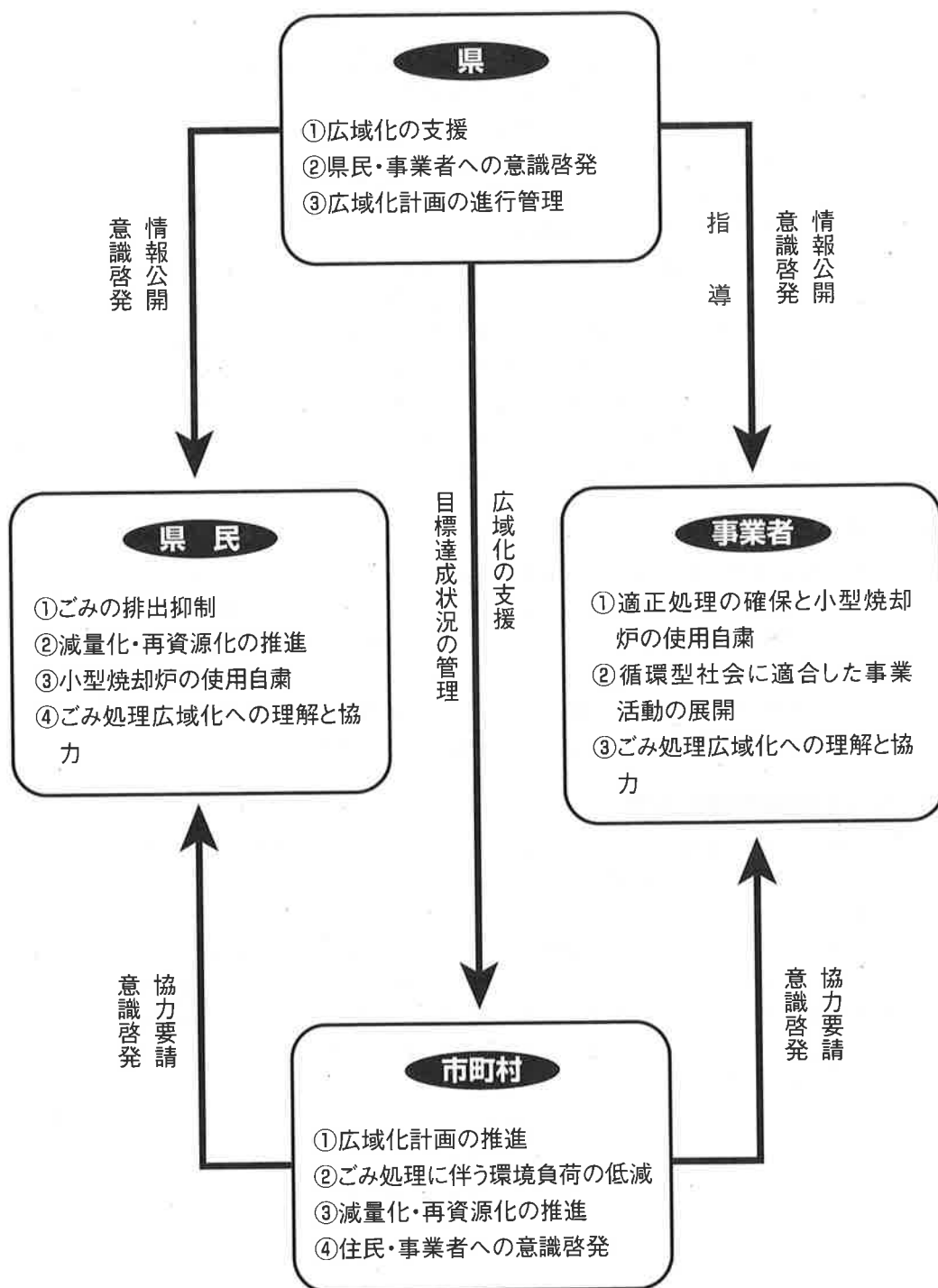
※ 現状：平成9年度、 広域化目標年度：平成29年度

9. 広域化計画の推進方策

この計画を円滑に推進するためには、県民・事業者・市町村及び県がそれぞれの立場で果たすべき責務と役割を明確にするとともに、相互に連携・協力をしていくことが不可欠です。

今後、各ブロックにおいては広域化に向けて施設整備等の計画策定を行うこととなりますが、県では計画策定経費の一部を助成する措置や進捗状況の把握等により広域化計画の推進に努めるほか、ダイオキシン類削減目標の管理及び取組の評価・検討を行うとともにその結果を県民に公表します。さらには、社会情勢等を勘案しながら必要に応じて本計画の見直しを行うこととしております。

(図-2)



図－2広域化計画推進に当たっての責務と役割

「千葉県の保護上重要な野生生物 —千葉県レッドデータブック—植物編について」

千葉県環境部自然保護課

1. 「レッドデータブック」とは

絶滅の恐れのある種のリストやその生態、圧迫要因、保護の現状等を取りまとめた報告書。国際自然保護連合が初めて発行（昭和41年）したもので表紙に赤い紙が使われたことからレッドデータブックと一般に呼ばれている。

2. レッドデータブック作成の背景と目的

(1) 多種多様な野生の動植物は、自然環境を構成する生態系に不可欠の要素であるが、近年地球規模での自然環境の悪化等から多くの種が絶滅の危機に瀕しているといわれており、野生動植物の保護は国内外で重要な課題となっている。

(2) 国際的には昭和41年に国際自然保護連合（IUCN）が最初にレッドデータブックを刊行し、その後、イギリス、ロシアをはじめ各国で国内版レッドデータブックが刊行されている。

(3) 国内では、動物については、平成3年4月に環境庁から「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）脊椎動物編、無脊椎動物編」が刊行された。現在その後の状況の変化に対応してデータが見直しされている。

植物については、平成元年に（財）世界自然保護基金日本委員会と（財）日本自然保護協会の共同編集による「我が国における保護上重要な植物種の現状」が刊行された。また、環境庁においては、平成9年8月に「植物版レッドリスト」が公表され、さらに平成11年度中に植物版レッドデータブックが刊行されることになっている。

(4) 各県では、すでに9の都県版レッドデータブックが作成されている。

（関東近県では東京都、神奈川県、埼玉県、及び茨城県で発行されている。）

このような状況の中で、本県においては、千葉県環境基本計画で掲げた「自然との共生」の理念のもとに「生物多様性の確保」という観点から、県内における絶滅のおそれのある野生動植物の現状と保護のあり方を明らかにし、県民各層の理解と協力を得るため平成7年度から策定を進めてきたところであるが、植物編について平成10年度にとりまとめた。

(5) 本書は、法的規制等の強制力を伴うものではないが、多くの県民の方々に貴重な野生生物の現状を理解し、自然との共生のあり方を考えていただくことを目的として作成したものである。

3. 作成の経緯

平成7年度から動植物の分野別専門家で構成する「千葉県レッドデータブック作成検討委員会（委員長 沼田真千葉県立中央博物館名誉館長）」においてレッドデータ掲載種の選定基準の検討、情報収集と整理及び選定を行い、またレッドデータブックの記載内

容などについて検討を行ってきた。

- 平成 7年度 作成方針及び作業内容の検討
- 平成 8年度 県内の動植物の生息種・生育種の調査
- 平成 9年度 種のランクの検討、植物の記載種の選定
- 平成10年度 植物編の作成
- 平成11年度 動物編の作成（予定）

4. 本書の概要

- (1) 「植物編」における保護上重要な種の選定にあたって「消息不明・絶滅生物」のほか保護を要する度合いによって「最重要保護生物」、「重要保護生物」など、5つのランクに分けて選定した。(表1)
- (2) 千葉県における植物の全生育種約3,800種のうち、レッドデータブック選定種は約830種でおよそ22パーセントにあたる。(表2)
- (3) この中で、「消息不明・絶滅生物」として60種、絶滅のおそれの高い「最重要保護生物」として約100種が選定されるなど、現在多くの種が絶滅または絶滅の危機に瀕していることが明らかとなった。

5. 本書の特徴

- (1) 東京都、茨城県等、他県ではほとんど対象としていない植物群落を取り上げるなど、本県の自然環境の特色が理解できるような内容とした。
〔 主要な種子植物、シダ植物だけでなく、蘚苔(コケ)、菌類(キノコ)等のほか植物群落も取り上げており、他県に比べて選定対象を拡大した。(表2) 〕
- (2) 分布図を掲載し分かりやすくした。
(記載例参考)
〔 ただし、盗栽、踏み荒らし等生育環境への影響を配慮し場所の特定ができないよう千葉県全図に縮小表示してある。 〕
- (3) 個々の種ごとに保護上の留意点について「保護対策」の項目を設け記載した。
(記載例参考)
〔 生育地周辺を含め、広く生育環境の維持・保全が必要との観点から、個々の種ごとに保護の留意点を盛り込み県民への理解と協力を求めている。 〕

6. 閲覧、貸出し

市町村をはじめ、中学校、高等学校等の学校関係などに配布したほか、一般の方々へは各支庁県民センター、県立図書館等で御覧いただけることとしております。

なお、貸出しを希望されるの方々には、県自然保護課で受付を行っておりますので御利用ください。(電話受付：043-223-2059)

7. インターネットによる情報の公開

- (1) 千葉県ホームページによりレッドデータブックの概要とリストの一覧を公開している。
- (2) 千葉県ホームページのアドレス
<http://www.pref.chiba.jp>

表1 千葉県レッドデータブック共通評価基準及びカテゴリー

X 消息不明・絶滅生物	
かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。ただし、すでに保護の対象外となったかに見える生物であっても、将来、他の生息・生育地から再定着や埋土種子の発芽などにより自然回復する可能性もありうるので、かつての生息・生育地については、現存する動植物と共に、その環境の保全に努める必要がある。	
A 最重要保護生物	
個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている。生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響及び要因は最大限の努力をもって軽減または排除する必要がある。	
B 重要保護生物	
個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている。生息・生育地のほとんどで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーAへの移行が必至と考えられるもの。このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響及び要因は可能な限り軽減または排除する必要がある。	
C 要保護生物	
個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーBに移行することが予想されるもの。このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響及び要因は最小限にとどめる必要がある。	
D 一般保護生物	
個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリーCに移行することが予測されるもの。このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないように注意する。	

表2 千葉県の保護上重要な野生生物、分類群・カテゴリー別掲載種数

カテゴリー				X	A	B	C	D	総計
分類群									
シダ植物				13	14	18	26	12	83
		裸子植物					2	4	6
種子植物	被子植物	双子葉類	離弁花類	7	11	29	78	58	183
			合弁花類	5	8	28	84	39	164
		単子葉類		17	24	59	95	51	246
維管束植物計				42	57	134	285	164	682

カテゴリー		X	A	B-D ※	総計
分類群					
コケ植物		5	13	40	58
藻類		1	17	7	25
地衣類		12	11	13	36
菌類			3	27	30
維管植物以外の植物計		18	44	87	149

維管束植物以外の植物では、カテゴリーB、C、Dを区別しなかった。

植物群落	141群落	1,223ヶ所
------	-------	---------

記 載 例

X ミヤマメシダ オシダ科

Athyrium melanolepis (Franch. et Sav.) Christ

【種の特性】 夏緑性。根茎は斜上し、葉柄は葉身の半長以下。柔らかい草質。山地性。[Ch]

【分布】 北海道、本州。朝鮮、ロシア東部。

【県内の状況】 1988年に成田市下福田において生育が見られたが、その後消滅した。ミヤマメシダは谷津奥のスギ林に1株生育しており、1mに近い葉を6-7枚つけ、鱗片には光沢がなく、やや茶褐色を呈していた。1996年に同地を訪れた時はスギが伐採されて放置された状態で、1998年にはマダケの侵入が始まっていた。

【保護対策】 旧生育地にはその微気候を反映して再び出現する可能性があるもので、周辺も含め生育環境を良好に維持することが望ましい。

【文献】 倉田・中池（編）（1990）日本のシダ植物図鑑 6：502。

【写真】 1988. 成田市／谷城勝弘



A ヒメアマナ ユリ科

Gagea japonica Pascher

【種の特性】 多年生草本。葉は単葉で根生、根生で細く断面多角形の糸状。虫媒で重力散布。地下に黒褐色の球根がある。花は春早くに咲く。キバナノアマナに似ているがはるかに稀。河川の氾濫原の湿った草原、あるいは湿った夏緑林に生える。[G]

【分布】 本州（これまでに知られている産地は東京都志村、埼玉県戸田、筑波山とその周辺、軽井沢、静岡県富士宮市、長野県富士見町、高野山などである）。

【県内の状況】 市原市で1970年代に発見された。この産地は1998年春の調査において、ヒメアマナは健在であったがアズマネザサの繁茂で活力が低下し、開花しない状態で、個体数も極めて少ない状態であった。

【保護対策】 谷沿いの放置された二次林に生えているので、生育地周辺のアズマネザサなどを刈り取り、林床を明るく保つことが望ましい。

【文献】 原寛・佐藤邦雄・黒沢幸子（1974）軽井沢の植物。写真111, 91頁。

【写真】 1982. 市原市／田辺盛光



平成12年度千葉県における部・課再編案について

千葉県総務部総務課行政改革推進室

I はじめに

本県では、21世紀における、新しい千葉県づくりを目指して、平成10年3月に策定した「千葉県新行政改革大綱」に基づき、県民の信頼と期待に応える、簡素で効率的な行政システムづくりに、全庁をあげて取り組んでいます。

本年2月には、行政改革重点事項のひとつである「組織・機構の再編・整備」を具体的 to 実施するため、現行の10部体制を8部体制とする「部の再編方針」を策定したところであり、このたび、この基本的な考え方を基に、本庁部・課の再編案を取りまとめました。

今後、内部組織の編成等必要な検討作業を行い、21世紀のスタートする平成12年度から、この新たな体制のもと、急激に変化する時代の要請、多様化する県民ニーズを的確にとらえ、県民福祉の向上と県土の均衡ある発展に努めていきます。

また、出先機関についても、本庁再編の検討結果を踏まえ、併せて見直しを行い、今年度中に再編の基本方針を策定していきます。

II 再編の基本的な考え方

経済のグローバル化や地球規模での環境問題の顕在化、本格的な少子化・高齢化の進展など大きな時代の転換期を迎え、次に掲げる基本理念に基づき、21世紀における千葉県の更なる発展を図ることのできる組織づくりを目指して、部・課の再編を行う。

○ 地方分権の進展の下で、創造性を備え、地域の個性を活かした政策展開を図れる組織づくり

○ 地方行政を取り巻く諸情勢の変動のなかで、その時々々の県民ニーズを機敏に把握し、新たな行政課題等を迅速かつ的確に解決していくことのできる組織づくり

○ 限られた資源・人材などを有効に活用した、最少の経費で最大の効果を挙げられるより簡素で効率的な組織づくり

Ⅲ 部の再編

知事部局の10部・84課3室を8部・1局82課に再編

1. 再編の概要

現 行 (10部)	再編後 (8部)
総 務 部	総 務 部
企 画 部	企 画 部
社 会 部	健康福祉部
衛 生 部	健康福祉部
環 境 部	環境生活部
商工労働部	商工労働部
農 林 部	農林水産部
水 産 部	農林水産部
土 木 部	土 木 部
都 市 部	都 市 部

2. 主な再編内容

(1) 企画部の再編

地方分権の進展により、広域的行政を担う県の役割が高まるなかで、地域の実情に応じた独自の政策展開が求められるとともに、社会経済情勢の変動により、新たな行政課題や横断的な行政課題への適切な対応が求められている。

そこで、政策形成機能の強化を図るため、企画部の再編を行う。

(2) 健康福祉部の新設

本格的な長寿社会を迎え、生涯を通じた健康づくり対策や、介護保険制度の導入に合わせた地域ケア体制の強化等が求められている。

そこで、保健・医療・福祉の総合的推進を図るため、社会部の福祉部門と衛生部を統合し、健康福祉部を新設する。

(3) 環境生活部の新設

県民の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、ものの豊かさとともに、心の豊かさを実感できる、快適でうるおいのある県民生活の実現が求められている。

具体的には、豊かな自然や美しい景観とのふれあいのなかで、さまざまな文化活動、国際感覚の高揚、NPO・ボランティア等の市民活動等を通じて、心がやすらぎ、ゆとりの創造できる社会環境づくりが要請されている。

そこで、企画部及び社会部がそれぞれ所掌する県民生活関連部門と環境部を統合し、環境生活部を新設する。

(4) 農林水産部の新設

経済のグローバル課や規制緩和等、農林水産業を取り巻く経済環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、本県の基幹産業である農林水産業の一層の振興を図ること

が求められている。

また、担い手や後継者の育成確保など第1次産業として共通する課題に一体的に取り組んでいく必要がある。

そこで、農林行政と水産行政の連携強化を図るため、農林部と水産部を統合し、農林水産部を新設する。

3. 部の名称、主な任務及び分掌事務

名 称	主 な 任 務	分 掌 事 務
総 務 部	組織、予算、文書及び情報システム等の管理を通じ、県行政の総合的かつ効率的な実施の確保を図ること。	1 県の組織及び職員に関すること。 2 議会及び県の行政一般に関すること。 3 県の予算、税その他の財務に関すること。 4 市町村その他公共団体の行政一般に関すること。 5 文書に関すること。 6 私学に関すること。 7 消防及び防災に関すること。 8 その他他部の主管に属しないこと。
企 画 部	県の基本政策を立案し、政策の評価及び総合調整を行うこと。	1 県の基本政策の立案に関すること。 2 政策の評価及び総合調整に関すること。 3 統計、広報及び広聴に関すること。 4 男女共同参画に関すること。
健康福祉部	県民が、必要に応じ保健、医療及び福祉の一体的、総合的なサービスを利用し、健康で安心して暮らせる社会を構築すること。	1 健康の保持及び増進に関すること。 2 社会福祉に関すること。 3 社会保障に関すること。 4 生活衛生に関すること。 5 人権啓発に関すること。
環境生活部	良好な環境の創出及び保全並びに県民生活への支援を通じ、快適でうるおいのある県民生活の実現を図ること。	1 自然環境の保全に関すること。 2 公害の防止に関すること。 3 廃棄物の処理に関すること。 4 文化の振興及び国際化の推進に関すること。 5 消費者の保護、青少年の健全な育成、交通安全対策その他の県民生活の向上に関すること。
商工労働部	商工業の振興、新産業の創出及び産業の国際的展開並びに労働環境の整備を図ること。	1 商業及び鉱工業に関すること。 2 新産業の創出に関すること。 3 観光及びコンベンションの振興に関すること。 4 計量及び高圧ガス等の保安に関すること。 5 労働に関すること。
農林水産部	食料の安定供給の確保、農林水産業の振興及び農林水産業が有する環境保全等の多面にわたる機能の発揮を図ること。	1 農業、林業及び水産業に関すること。 2 食料の安定供給に関すること。 3 農地関係の調整に関すること。 4 土地改良に関すること。 5 漁港に関すること。
土 木 部	県土保全または地域振興に資する道路、河川及び港湾等の社会資本を整備すること。	1 道路に関すること。 2 河川に関すること。 3 港湾（漁港を除く。）その他土木に関すること。 4 営繕に関すること。
都 市 部	計画的な都市づくりを推進し、街路、都市公園、下水道及び住宅等の生活基盤を整備すること。	1 都市計画に関すること。 2 宅地開発に関すること。 3 下水道に関すること。 4 住宅に関すること。 5 建築の指導に関すること。

Ⅳ 水産局の設置

1. 設置の趣旨

水産業は、限られた資源を共同で利用するという特性があることから、適正な資源の管理・生産、海洋環境の保全や漁業許可・漁業権免許等を有機的に連携させ、柔軟・機動的に政策の実現を図ることのできる体制づくりが必要である。

そこで、農林部と水産部の統合による第1次産業に共通する課題への一体的な対応というメリットを活かしつつ、水産業の持つ特性から生じる課題の解決に積極的に取り組み、水産業の一層の振興を図るため、農林水産部内に水産局を設置する。

2. 主な再編内容

「資源と生産のバランスがとれ、地球にやさしい水産業」の実現を図るため、水産課で所掌している資源管理型漁業の推進及び海洋環境の保全に係る業務を栽培漁業課に移管し、資源管理、資源生産、海洋環境の保全を一体的に推進することとし、栽培漁業課を漁業資源課に改組する。

また、水産課に、漁政課で所掌している漁業権免許等の業務を移管するとともに、水産局の事業に係る企画調整及び漁協等との連絡調整の役割を担わせる。

Ⅴ 課の再編

1. 主な再編内容

(1) 政策形成機能の強化

【企画政策課の新設（企画部）、主管課に政策セクションを新設】

地方分権の進展により、新たな地方の時代を迎え、地域の特性や実情に応じた独自の政策を推進するとともに、新たな行政課題や横断的な行政課題に的確に対応するため、県の基本政策の立案、全庁的な政策評価の実施、総合調整等を所掌する企画政策課を新設する。

また、各部主管課に、部の政策立案・政策評価と部内及び関係部との調整を所掌する政策セクションを新設する。

(2) 保健・医療・福祉の一体化

○健康福祉政策の総合的推進

【健康福祉政策課の新設（健康福祉部）】

少子化・高齢化の進展や疾病構造の変化など、社会状況の変化に対応し、保健・医療・福祉の各分野にわたる健康福祉政策の総合的な推進を図るため、健康福祉部の主管課として健康福祉政策課を新設する。

○健康づくり体制の整備

【健康増進課の新設（健康福祉部）】

県民の生涯を通じた健康づくり対策に総合的に取り組むため、健康増進課を新設し、青少年女性課が所掌している健康で明るい県民づくり運動や保健予防課が所掌している健康づくり対策、歯科保健対策などの健康づくり事業と感染症・難病・エイズ等の疾病対策など、健康保持・増進対策の総合的な推進を図る。

○母子、高齢者及び障害者関連業務の再編

福祉施策と保健・医療施策を、サービスの受け手の立場に立って一体的、効率的に推進するとともに、サービス受給者である県民にとって分かりやすい組織とする。

具体的には、保健予防課が所掌している母子、高齢者及び精神障害者を対象とする保健・医療業務を、それぞれ、児童家庭課、高齢者福祉課、障害福祉課で所掌することとし、保健・医療・福祉の一体的・総合的な施策展開とサービスの提供を図る。

(現 行)			(再編後)
	保健・医療	福 祉	保健・医療・福祉
母 子	保健・医療 (母子保健)	児童家庭課	児童家庭課
高齢者	保健・医療 (老人保健施設)	高齢者福祉課	高齢者福祉課
障害者	保健・医療 (精神保健)	障害福祉課	障害福祉課

※ 上記の結果、保健予防課は廃止する。

○医療保険関連業務の集約化

【国民健康保険課の保険指導課への改組（健康福祉部）】

高齢化施策推進課が所掌している介護保険業務と高齢者福祉課が所掌している老人医療給付業務を、国民健康保険課に集約し、国保、老人医療、介護保険に係る指導業務を一元的に行うことにより、情報やノウハウの有効活用を図る。

併せて、国民健康保険課を、保険指導課に改組する。

※ そのほか、保健・医療と福祉の連携強化等の観点から高齢化施策推進課で所掌している高齢者施策の総合推進業務を高齢者福祉課に移管する等業務の整理を行い、高齢化施策推進課は廃止する。

(3) 快適でうるおいのある県民生活の実現に向けた体制の整備

○環境保全部門と県民生活部門の連携強化

【環境生活課の新設（環境生活部）】

良好な環境の下で、県民一人ひとりが心豊かな生活を送れる社会を実現するため、環境生活部の主管課として環境生活課を新設し、環境保全部門と県民生活部門の連携強化を図る。

○県民生活関連業務の集約化

【県民生活課（環境生活部）】

県民の日、青少年健全育成等の県民生活関連業務を県民生活課に集約し、より豊かな県民生活の実現を目指す施策展開を図る。

(4) 農林水産行政の連携強化

○農林水産業に共通する課題等への一体的対応

【農林水産政策課の新設（農林水産部）】

農林水産業を取り巻く経済環境の変化や第1次産業に共通する課題に一体的に取り組む、農林水産行政全般にわたる政策の総合的な推進を図るため、農林水産部の主管課として農林水産政策課を新設する。

○団体指導業務等の集約化

【団体指導課の新設（農林水産部）】

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の検査・指導及び農林水産関係の融資等の制度金融を集約し、一体的に実施することにより、情報やノウハウの有効活用を図るため、団体指導課を新設する。

(5) 男女共同参画社会の実現に向けた体制の整備

【男女共同参画課の新設（企画部）】

男女平等をめぐる意識変革の推進や労働の場における男女平等の推進等、県民生活全般にわたり幅広く事業を展開し、男女が平等な立場で、あらゆる分野へ共に参画する、男女共同参画社会を実現していくため、男女共同参画課を新設する。

(6) 業務の一体的な実施

○防災行政の一体化

【消防防災課及び地震対策課の消防地震防災課への改組（総務部）】

自然災害や大規模事故災害発生時の指揮命令系統を一元化し、災害への迅速かつ的確な対応を図るとともに、啓発普及等の防災業務を一体的に実施するため、消防防災課と地震対策課を統合し、消防地震防災課に改組する。

○農林畜産物の流通関係業務の集約化

【農林振興課の新設（農林水産部）】

農林畜産物の販売促進、流通対策関係業務を集約し、一体的に実施することにより、合理的で収益性の高い農林業の実現を図るとともに、農業農村活性化推進や経営基盤強化促進の各種事業を通じた農林業の振興を図るため、農林振興課を新設する。

○農産物の生産振興の一体化

【園芸課及び農産課の園芸農産課への改組（農林水産部）】

園芸作物、主要農作物及び特産作物等の生産振興施策及び生産環境対策を一体的かつ効果的に実施することにより、全国有数の農業粗生産額を誇る園芸作物等の生産の増大を図るため、園芸課と農産課を統合し、園芸農産課に改組する。

(7) その他

○かずさアカデミアパーク構想の推進

【かずさアカデミアパーク推進室を企画部から商工労働部へ移管】

千葉新産業三角構想の基幹プロジェクトであるかずさアカデミアパーク構想の第1期事業が概成し、企業立地の促進や産業支援等の事業段階に移行しているため、かずさアカデミアパーク推進室を、産業振興を担う商工労働部に移管し、かずさアカデミアパーク推進課とする。

○地方事務官制度の廃止に伴う再編

【社会保険、職業安定事務関連課の廃止（社会部、商工労働部）】

社会保険事務、職業安定事務が国の直接執行事務となることが予定されていることから、その実施に伴い保険課、国民年金課、職業安定課及び雇用保険課を廃止する。

なお、職業安定課において県独自の事業として行っている障害者・高齢者の雇用促進等については労政課に移管し、引き続き実施する。

2. 各部の課の編成

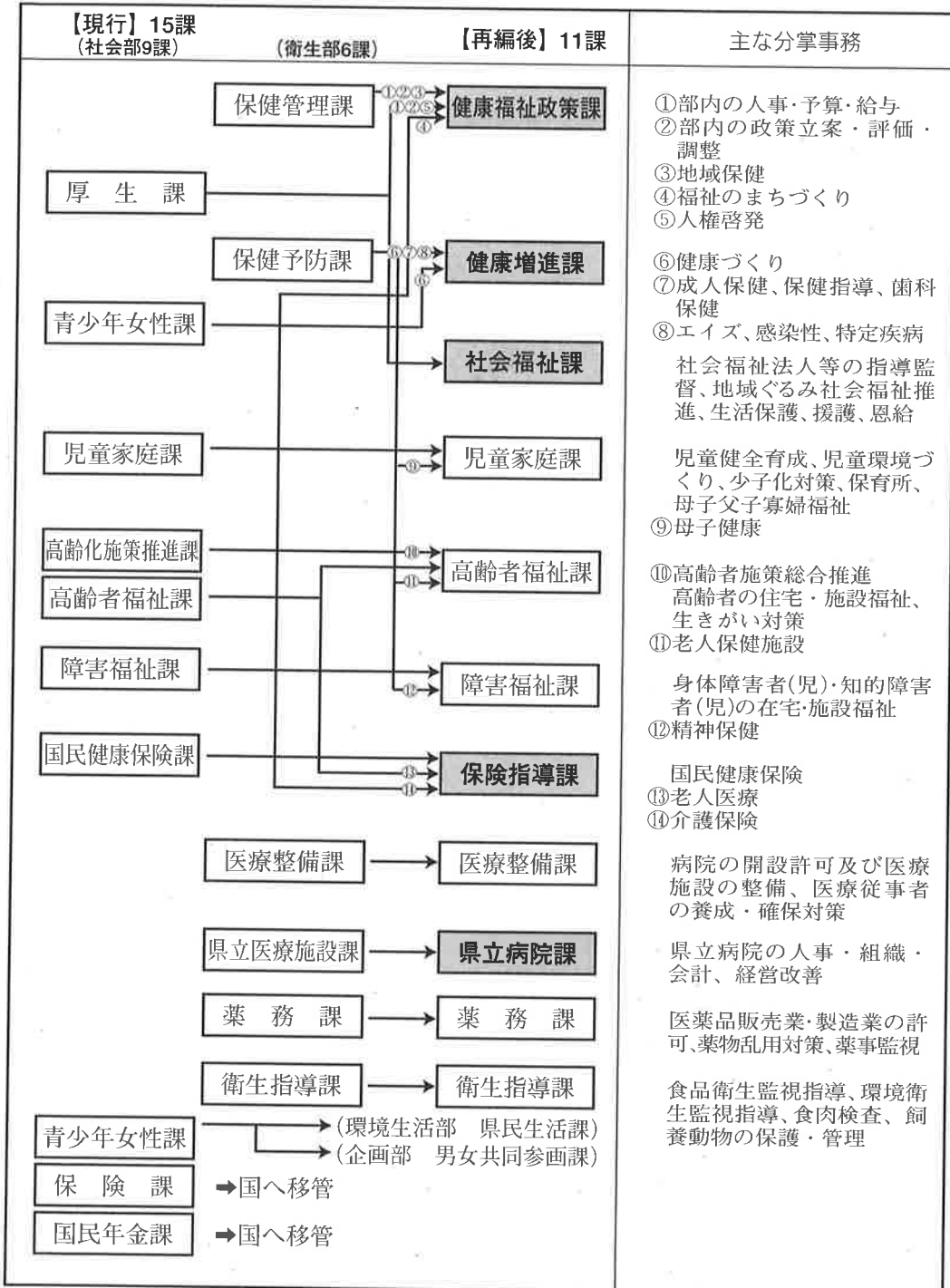
(1) 総務部

【現行】11課	【再編後】11課	主な分掌事務
秘書課	秘書課	知事・副知事の秘書
総務課	総務課	部内の人事・予算・給与、 部内の政策立案・評価・ 調整、人事、給与、組織、 職員団体、行政改革
	職員課	職員の福利厚生、共済、 互助団体
財政課	財政課	県議会、予算、財政改革
管財課	管財課	県有財産管理、物品の購 入、庁舎管理、電気保安
税務課	税務課	県税の賦課・徴収
地方課	市町村課	市町村の振興、市町村の 行財政指導、市町村に係 る地方交付税の算定・起 債の許可
文書課	文書課	文書管理、法規審査、訟 務、公文書公開、個人情報 保護
学事課	学事課	私学振興、宗教法人
消防防災課	消防地震防災課	消防、風水害・大規模事 故・震災の対策、防災行 政無線
地震対策課		
情報システム課	情報システム課	電子計算機による情報処 理、情報システムの開発・ 維持、行政情報化

(2) 企画部

【現行】10課1室	【再編後】8課	主な分掌事務
企画課	企画政策課	部内の人事・予算・給与、 県の基本政策の立案、政策評価、総合調整、首都圏整備、国土利用計画、5か年計画、科学・高度情報化施策の推進
地域政策課	地域政策課	地域整備に係る政策の立案・推進、業務核都市の整備、半島振興計画、リゾート地域整備
統計課	統計課	各種統計調査、統計刊行物、統計の分析・加工
広報課	広報課	広報、広聴、報道
水政課	水政課	水需給計画、水資源開発、渇水対策
空港地域振興課	空港地域振興課	空港周辺地域の振興、空港周辺の騒音対策
交通計画課	交通計画課	総合的な交通計画の立案・調整、鉄道網の整備促進、バス対策
(社会部) 青少年女性課	男女共同参画課	男女共同参画計画、女性施策
文化国際課 県民生活課	(環境生活部 文化国際課) (環境生活部 県民生活課) (環境生活部 環境生活課) (環境生活部 県民生活課) (農林水産部 団体指導課)	
交通安全対策課	(環境生活部 交通安全対策課)	
かずさアカデミアパーク推進室	(商工労働部 かずさアカデミアパーク推進課)	

(3) 健康福祉部



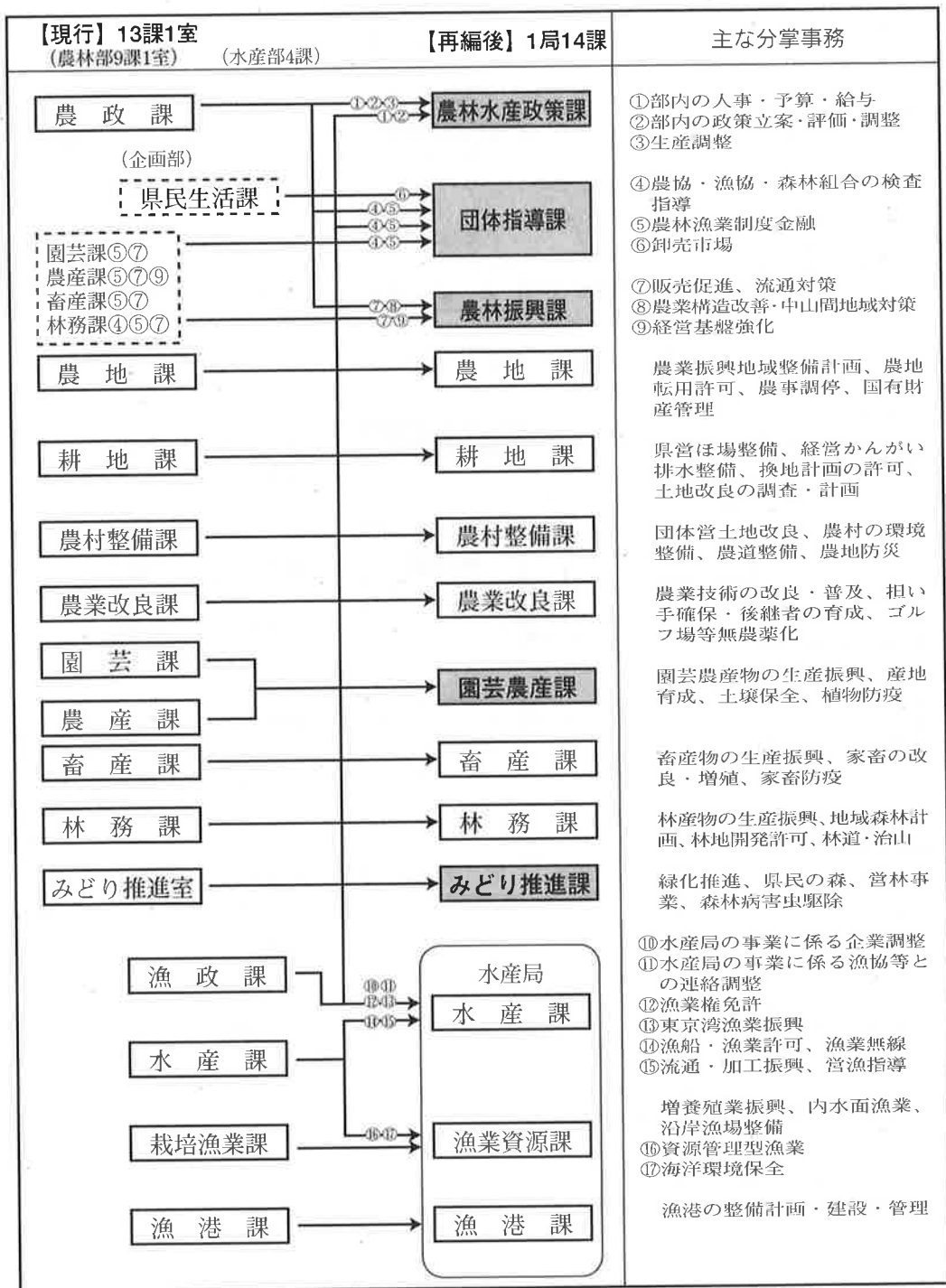
(4) 環境生活部

【現行】環境部 6課	【再編後】9課	主な分掌事務
(企画部3課) 環境調整課 → ① → 環境生活課 大気保全課 → 大気保全課 水質保全課 → 水質保全課 自然保護課 → 自然保護課 生活環境課 → 一般廃棄物課 産業廃棄物課 → 産業廃棄物課 (企画部) 県民生活課 → ② ③ ④ → 県民生活課 (商工労働部) 金融課 → ③ → 県民生活課 (社会部) 青少年女性課 → ④ → 県民生活課 (企画部) 文化国際課 → 文化国際課 (企画部) 交通安全対策課 → 交通安全対策課	部内の人事・予算・給与、部内の政策立案・評価・調整、環境学習、環境影響評価、地球環境保全、公害防止 ① ボランティア・NPO 大気汚染防止、騒音・振動・悪臭・自動車公害対策 水質汚濁防止、湖沼の浄化、地質環境対策 自然環境保全、自然公園、野性鳥獣の保護・管理、生物の多様性の確保 一般廃棄物の処理施設の整備・指導、浄化槽、ごみ減量化・再資源化の推進 産業廃棄物の適正処理、不法投棄防止、残土適正処理対策 消費者保護 ② 貸金業者の登録・指導、消費者金融相談 ③ 県民の日 さわやかハートちば推進 ④ 青少年健全育成 文化振興、ちば文化祭、国際化推進、国際交流・協力 交通安全実施計画、交通安全教育・啓発、共同現地診断	

(5) 商工労働部

【現行】9課	【再編後】8課	主な分掌事務
(企画部1室) 経済振興課 → 経済政策課	経済政策課	部内の人事・予算・給与、部内の政策立案、評価・調整、国際的経済交流の促進、商業振興、大型店指導、商工団体指導
金融課 → 金融課 → (環境生活部 県民生活課)	金融課	中小企業振興融資資金、信用保証協会、設備近代化資金、高度化資金
工業課 → 産業振興課 (企画部) かずさアカデミアパーク推進室 → かずさアカデミアパーク推進課	産業振興課 かずさアカデミアパーク推進課	工業振興、新産業の創出・育成、産業立地の促進 かずさアカデミアパーク構想の総合的な推進
保安課 → 保安課 ①	保安課	工業保安、計量検定 ①資源の利用調整
観光コンベンション課 → 観光コンベンション課	観光コンベンション課	観光振興、県産品の振興、コンベンション関連産業の振興、県有観光施設の管理
労政課 → 労政課 ②	労政課	労働福祉、労働統計、労働相談、労働教育、労働金庫の指導・検査 ②雇用対策
職業能力開発課 → 職業能力開発課	職業能力開発課	職業訓練、技能検定
職業安定課 → 国へ移管		
雇用保険課 → 国へ移管		

(6) 農林水産部



(7) 土木部

【現行】11課1室	【再編後】12課	主な分掌事務
管 理 課	管 理 課	部内の人事・予算・給与、 部内の政策立案・評価・ 調整、建設業許可・指導、 建設工事の入札・契約
道路計画課	道路計画課	道路の中・長期計画
道路建設課	道路建設課	道路の新設・改良
道路維持課	道路維持課	道路の維持・管理、交通 安全施設の整備
河川海岸課	河川海岸課	河川・海岸の改良・維持・ 管理・砂防・地すべり対策
都市河川課	都市河川課	都市河川の改良・維持・ 管理
港湾管理課	港湾振興課	港湾振興、港湾の維持・ 管理
港湾建設課	港湾整備課	港湾の計画・建設・改良
営 繕 課	営 繕 課	公共建築物の営繕計画、 新規公共建築物の設計・ 調査・監督
施設改修課	施設改修課	公共建築物の保全計画、 既存公共建築物の設計・ 調査・監督
用 地 課	用 地 課	用地買収・補償、建設省 所管公共用財産の管理
技術管理指導室	技術管理指導課	設計積算基準の調整、土 木・建築・設備工事の検査

(8) 都市部

【現行】9課	【再編後】9課	主な分掌事務
計 画 課	都市政策課	部内の人事・予算・給与、 部内の政策立案・評価・ 調整、都市計画の決定
宅 地 課	宅 地 課	開発行為の許可、宅地建 物取引業の免許・指導、 国土法の届出
都市整備課	都市整備課	土地区画整理、市街地再 開発
公園緑地課	公園緑地課	都市公園の整備、都市緑 化の啓発、風致地区、屋 外広告物
下水道計画課	下水道計画課	流域下水道の計画、市町 村下水道計画の指導
下水道建設課	下水道建設課	流域下水道の建設
建築指導課	建築指導課	建築指導、建築士事務所 の登録・指導
住 宅 課	住 宅 課	住宅建設計画、経営住宅 の建設・管理
街路モノレール課	街路モノレール課	街路、連続立体交差、千 葉都市モノレールの建設

部・課再編案新旧対照表

(現行) 10部・84課3室		(再編後) 8部1局82課	
総務部 11課	- 秘書課 - 総務課 - 財政課 - 管財課 - 税務課 - 地方課	- 文書課 - 学事課 - 消防防災課 - 地震対策課 - 情報システム課	- 秘書課 - 総務課 - 職員課 - 財政課 - 管財課 - 税務課
企画部 10課1室	- 企画課 - 地域政策課 - 統計課 - 広報課 - 文化国際課 - 県民生活課	- 水政課 - 空港地域振興課 - 交通計画課 - 交通安全対策課 - かずとアカデミアパーク推進室	- 企画政策課 - 地域政策課 - 統計課 - 広報課 - 水政課 - 空港地域振興課 - 交通計画課 - 男女共同参画課
社会部 9課	- 厚生課 - 児童家庭課 - 高齢化施策推進課 - 高齢者福祉課 - 障害福祉課	- 青少年女性課 - 保険課 - 国民健康保険課 - 国民年金課	- 健康福祉政策課 - 健康増進課 - 社会福祉課 - 児童家庭課 - 高齢者福祉課 - 障害福祉課 - 保険指導課 - 医療整備課 - 県立病院課 - 薬務課 - 衛生指導課
衛生部 6課	- 保健管理課 - 医療整備課 - 県立医療施設課 - 薬務課	- 衛生指導課 - 保健予防課	
環境部 6課	- 環境調整課 - 大気保全課 - 水質保全課	- 自然保護課 - 生活環境課 - 産業廃棄物課	- 環境生活課 - 大気保全課 - 水質保全課 - 自然保護課 - 一般廃棄物課 - 産業廃棄物課 - 県民生活課 - 文化国際課 - 交通安全対策課
商工労働部 9課	- 経済振興課 - 金融課 - 工業課 - 保安課 - 観光コンベンション課	- 労政課 - 職業能力開発課 - 職業安定課 - 雇用保険課	- 経済政策課 - 金融課 - 産業振興課 - かずとアカデミアパーク推進課 - 保全課 - 観光コンベンション課 - 労政課 - 職業能力開発課
農林部 9課1室	- 農政課 - 農地課 - 耕地課 - 農村整備課 - 園芸課	- 農産課 - 農業改良課 - 畜産課 - 林務課 - みどり推進室	- 農林水産政策課 - 団体指導課 - 農林振興課 - 農地課 - 耕地課 - 農村整備課 - 農業改良課 - 園芸農産課 - 畜産課 - 林務課 - みどり推進課
水産部 4課1室	- 漁政課 - 水産課	- 栽培漁業課 - 漁港課	- 水産課 - 漁業資源課 - 漁港課
土木部 11課1室	- 管理課 - 道路計画課 - 道路建設課 - 道路維持課 - 河川海岸課 - 都市河川課	- 港湾管理課 - 港湾建設課 - 営繕課 - 施設改修課 - 用地課 - 技術管理指導室	- 管理課 - 道路計画課 - 道路建設課 - 道路維持課 - 河川海岸課 - 都市河川課 - 港湾振興課 - 港湾整備課 - 営繕課 - 施設改修課 - 用地課 - 技術管理指導課
都市部 9課	- 計画課 - 宅地課 - 都市整備課 - 公園緑地課 - 下水道計画課	- 下水道建設課 - 建築指導課 - 住宅課 - 街路モノレール課	- 都市政策課 - 宅地課 - 都市整備課 - 公園緑地課 - 下水道計画課 - 下水道建設課 - 建築指導課 - 住宅課 - 街路モノレール課

房総の歴史

将門伝説の成因

平将門は、平安中期頃の関東の武将です。桓武天皇の曾孫である高望王のさらに孫にあたります。

将門は、当時、まったくの田舎だった関東に相馬内裏なんて、自分用の内裏を造ってしまって、(平新皇と称して、かつてに帝の位についた) 都の本物の朝廷をおびやかすほどの威勢を振っていました。

結局は、歴史の中で朝廷に背いて反乱を起こした謀反人ということで、滅ぼされてしまうのですが、江戸時代には、相当に人気があった人物のようです。

古川柳に、

「うわばみの 御衣下総の 君が召し」 というのがあります。

伝説によれば、将門の内裏ってのは、下総にあったらしいんです。だから下総の君というのは将門のことで、うわばみの御衣というのは洒落なんです。

つまり、本当の帝は衰竜の御衣という竜の縫いとりのしてある御衣を着るんだが、将門は本物の帝ではないから、竜のつもりで、大蛇(うわばみ)の御衣なんか着ていたんじゃないかって。

ついでに、もう一つ、いわゆる『将門の乱』のそもそものはじまりの部分の詠んだものに、「じゃじゃ馬に 常陸の伯父御 食いつかれ」というのがあります。

このじゃじゃ馬っていうのは、ちょっと元気のあり過ぎる女性のことではなく、これも将門のことなんです。なぜかという、江戸時代の常識クイズなんです。昔は、大名とか歌舞伎役者といった有名人の家紋は誰でも知っていたんだそうで、(梅鉢は加賀百万石の前田様、重ね扇は尾上菊五郎というふうに) 今でもテレビドラマ『水戸黄門』で三葉葵の印籠を見せるとみんながハハッと一斉にひれ伏しますが、あれも三葉葵は徳川家の家紋だということを登場する全員が知っているということが前提にあるわけです。

で、将門の紋はつなぎ馬。杭につながれた馬を描いた紋だとされています。だから、関東平野を暴れまわった荒っばい人だった将門のことをじゃじゃ馬と表現したわけ。おじさんというのは、将門は、反乱の始めごろ、伯父の平国香と戦って、ついに討ち滅ぼしてしまうんですが、国香は当時、常陸大掾でした。それで常陸の伯父御と云っているんです。

ただ、この川柳にはちょっとインチキがあって、将門は朱雀天皇のころ、今から千年以上も前の人ですから、その時代みんなが自分の家紋を持っていたかどうかはよくわかっていません。ではなぜ、将門の紋はつなぎ馬なのかというと、その答は、神田祭にあります。



神田明神は江戸の産土神ですが、実は将門の霊も合祀されているんです。

大勢が参加する祭りには、奥州六万石の大名、相馬家でも特に体格に優れた藩士を選んで、大きな幟に、相馬家の家紋のつなぎ馬を押し立てて神輿の真っ先を羽織袴でさっそうと練り歩いていたといひます。ですから、江戸っ子たちは、相馬様の御先祖（相馬家は、将門の末裔と云われる）の将門も当然、同じつなぎ馬の紋だと思っていたというか、それに象徴させたというか、とにかく、そこから、じゃじゃ馬に繋がるわけです。

将門の首塚は、今でも東京大手町（江戸時代は、酒井雅楽頭の邸で、酒井家ではこの塚を丁重に供養していた）にあります。もっとも、将門塚そのものは、関東大震災後に崩されてしまったそうで、そこにあったという古い石灯籠を正面に据え、その前に蓮阿弥陀仏と彫った石の供養塔があるだけなんです。これは鎌倉時代の高僧（時宗の真教上人）が、この塚に回向して建てたもので、その後、火災で焼失するたびに復刻されたものなんだそうです。



今は都の旧蹟となっていて、京都で獄門にかけられた将門の首が、白光を放って東へ飛び、当時は武蔵国豊島郡芝崎といったこの地に落ちたということや、そのときは、あたり一面暗黒となり大地が鳴動するという騒ぎに、土地の人々が驚き恐れ、塚を築いて霊を祀ったことなど、くわしい由来が揭示してあります。

ところで、誰もが知っているおとぎ話は、『御伽草子』が種本になっていますが、これらの作品の多くは、だいたい、室町から安土・桃山時代以降のものといわれています。

そのなかに“倭藤太”の話があります。ストーリーは、簡単に云うと「三上山に百足の化け物が住みついて、琵琶湖の魚を手当たり次第にとって食べてしまうものだから、琵琶湖の龍宮の竜女が倭藤太に頼んで、退治してもらった。」という百足退治の話なんです。問題は、そのあとの平将門を討ち取ったというところなんです。

倭藤太というのは通称で本当の名前は藤原秀郷といひます。彼は下野国で相当な勢力を振るってまして、(栃木、佐野厄除大師は秀郷が開基) 最初は将門と同盟を結びたいと考えて、わざわざ訪ねて行ったりしています。その時には将門、大喜びで秀郷を丁重にもてなしたんですが、あんまり嬉しかったんで髪を梳かしていたところを途中で出てきたもんだから、ざんばら髪で、服装もお粗末なまんま、その上、食事のとき、ご飯がこぼれたのを召し使いにさせずに自分であたふたと始末したり、そんなところを見て、秀郷はすっかり失望して、同盟は取り止めにしちゃったんです。

秀郷のように“将門と組んで天下取りを”というタイプの人間には幻滅だろうけれど、どうも将門という男、人間としては憎めないところがあったようです。

まあ、これだけだったらちょっと大将としては、どうかなという感じですが、例えば、ある時、勝ち戦のどさくさまぎれに雑兵たちが、逃げ遅れた敵の女たちを襲って乱暴したと聞いて、すぐに救い出し、護衛をつけてちゃんと先方へ送り届けてやったなんていうカッコいい話も残っています。

『御伽草子』では、将門の体は黄金でできた不死身となっていて、追討軍も、どうしても討ち取ることができない。そこで、藤太は、単身、敵の館へ乗り込んで、将門に取り入り、しばらく滞在することになります。

その館には将門の乳母子、つまり乳兄妹にあたる小宰相という美女が仕えていて、藤太に思いを寄せ、ついには恋仲になって、不死身の将門も、こめかみだけは普通の人間と同じだという肉体の秘密を打ち明けてしまう。そして、その結果、弱点を知った藤太に将門はこめかみに矢を射られ、斃されてしまうという“映画007ジェームス・ボンド”みたいな話なのですが、もちろん、これは伝説です。でも将門は歴史上の实在の人物。いくら昔話でも、不死身の体だったとか、こめかみだけが弱かったなんていうのは、あとのからの作り話に決まっています。では、なぜそんな話ができたのかというのが今回のテーマです。

将門が実際にこめかみを射たれて死んだから、「あんなに強い人間でも弱いところがあったんだ。こめかみだけに弱点があったんだ。」というふうに話が発展していったのだろうか。

将門の乱について書かれた『将門記』。この本は戦乱が終わって、それほど永い年月がたっていない時期にできたもので、将門についてはいちばん詳しい資料だけれど、これには将門の最期は、“天から下った神の鎗矢に射たれて死んだ”というだけで、こめかみに当たったとは書かれていません。『今昔物語』でも、ただ矢が当たって死んだと書いてあるだけです。『源平盛衰記』では、神の鎗矢が頂に、つまり頭に当たったとなっています。『太平記』には、天から白羽の矢が下って眉間に当たったと記されています。

結局、確かなことは、将門は、戦の最中に、誰が射たとも知れぬ矢に当たって死んだということだけで、その矢がどこに当たったか、はっきりしたことは解りません。

ただ、『太平記』に白羽の矢が下って眉間に当たって死んだというその後、首は都に送られて獄門にかけられるんだけど、その首は、三ヶ月たっても、色も変わらず目もふさがず、バリバリと歯がみをして、「斬られしわが身はいずこにありや、首を継いで、いま一戦せん」と毎晩、恐ろしい声で怒鳴りたてていた、とあります。

ある日、ちょうどその辺りを通りかかった人が、この声を聞いて、

「将門は こめかみよりぞ斬られける 俵藤太がはかりごとにて」という歌を詠む。これを聞くと、首はカラカラと笑って、おとなしく目をふさいだという話が載っています。

これも、単純に“こめかみよりぞ斬られける”だから、将門が、こめかみを斬られて死んだと読んではいけません。

この歌は、落首というか、狂歌的なもので、歌の中に“こめ”、“俵”、“はかり”という縁のある言葉をうまく詠み込んである。つまり、これもまた洒落なんです。

たぶん『御伽草子』の“俵藤太物語”の作者は、これを材料にして使ったんじゃないかなと思うんです。

実際の将門は、戦場で誰が射ったのかわからない矢に当たって死んだ。追討軍の将であった平貞盛、藤原秀郷（俵藤太）らは、兵に命じてその首を斬らせて、都へ凱旋したわけです。

しかし、『御伽草子』では、俵藤太が単身、将門のところへ乗り込んで、いろいろなことを探って計画を立てて討ち取ったということにしてある。つまり、将門は俵藤太のはかりごとによって、こめかみをやられて死んだという歌のと通りの筋だてになっているからです。

ただ、『太平記』は“こめかみよりぞ斬られける”といっているのに対し、『御伽草子』では、弓で射殺されている等のくい違いがありますし、残念ながら『御伽草子』の作者が『太平記』を参考にしたという確たる証拠があるわけではありません。

また、歌舞伎の『将門』のなかでも、将門の最期の場面を回想して物語るところがあって、あそこの歌詞でも「放つ矢先に将門は、こめかみ鎧深に討ちとおされ、」といっています。この芝居は、山東京伝の小説を劇化したものですが、原作でもこめかみを射たとなっています。

「人間五十年 下天のうちをくらぶれば 夢幻の如くなり」

戦国時代ごろに流行したもののなかに幸若舞というものがあります。織田信長が桶狭間の戦いに向かう前に舞ったという、幸若舞『敦盛』があまりにも有名ですが、そんな幸若舞のなかに『百合若大臣』という曲があります。

この話の筋は、「武勇にすぐれた百合若は、押し寄せてきた異国（ムグリ＝蒙古）の軍勢と戦うために船出して、永い間、帰らない。戦乱は、日本の全面的な勝利なんですが、百合若は、わるい家来（別府兄弟）にだまされて、離れ小島に置き去りにされてしまうのです。帰らない百合若を周囲では死んだものと思い、美しい奥方のところへは、強引な求婚者が押しかける。苦勞の末、百合若が帰ってきて、愛用の弓で、無礼な者どもをやっつける。」というものです。

これは、ギリシャ神話『オデッセウス』の話と非常によく似ています。オデッセウスは、ホメロスの詩にもうたわれた、トロイ戦争のときのギリシャ軍の勇将で、「彼も戦に行ったまま、永い間帰らない。その間、美しい奥方のペネロペイアは、やっぱり強引な求婚者に、ずいぶん悩まされる。そこへ思いがけず、夫のオデッセウスが帰ってきて、得意の強弓で、



無礼な求婚者をやっつける。」というもので、似ているというより、私にはまるっきり同じものに思えるのですが、いかがでしょうか。

これはギリシャ神話『オデッセウス』ですが、ギリシャとローマとでは、同じ神様でも呼び名が違います。

一番偉い神様をギリシャ神話ではゼウス、ローマ神話ではジュピターとっています。実はこれは同じ神様なんです。愛の女神ヴィーナスは、ローマの呼び方で、ギリシャだとアプロディテと云います。

つまり、鉄砲伝来とともにキリシタン宣教師たちが、そういった外国の話も持ってきたのではないのでしょうか。『イソップ物語』なども『伊曾保物語』として翻訳され、そのころすでに出版されていることですし…。そして、それは、ローマ神話のほうを伝えた。最初に来たのが、ポルトガルのザビエル、そしてそのあとも、ポルトガルやイスパニア、つまり主にラテン語系統の言葉を話す人たちが多く来ていますから。

何が言いたいかというと、オデッセウスは、ローマ神話では、ウリクセスとかユリックスと云っているんです。英語ではユリシーズ、つまり、当時の宣教師たちは、主人公の名前をウリとかユリとかいうような日本っぽい名前で日本人に話して聞かせた。

ですから、ひょっとしたら、将門伝説もオデッセウスと同じく、トロイ戦争で大活躍するギリシャの勇士アキレスをモデルにして話ができていったのではないのでしょうか。アキレスは、女神の血をひく不死身の体だったが、たったひとつの弱みが足の踵。このアキレスの踵を将門の場合、こめかにみ相当させて。

事務局 菅谷政春

「将門記1、2」 梶原正昭 訳注 平凡社

「南蛮幻想 ユリシーズ伝説と安土城」 井上章一 文藝春秋

「将門の秘密」 藤枝ちえ 光文社文庫

「日本伝説大系 第四巻、第八巻」 みずうみ書房

「ホメーロス オデュッセイア」 高津春繁 訳 筑摩書房

「『オデュッセイア』を楽しく読む」 ルチャーノ・デ・クレシェンツォ 草皆伸子 訳
白水社

「ギリシア神話」 金本安民 東邦出版

「逆説の日本史4」 井沢元彦 小学館

「古代史をみなおす」 田村貞雄 青木書店

「歴史誕生2」 NHK歴史誕生取材班 編 角川書店

「郷土千葉の歴史」 川名 登 編 ぎょうせい

あなたのために、できること。

NEC

地球環境を考えた製品づくりが求められています。



ISO14040に対応したLCA支援ソフト

LCA support ver2.0

環境にやさしい製品設計や、製造プロセス改善のためのツール。

製品のライフサイクル全体で発生する地球温暖化・オゾン層破壊などの環境影響を、
定量的かつ客観的に把握するライフサイクル・アセスメント(LCA)を、正確かつ効率的に実施するための支援ツールです。
LCAは、製品に関わる多数の工程を詳細に分析しなければならず、たいへん煩雑な作業が必要です。
「LCAサポート」は、直接的でわかりやすい表示、使いやすいインターフェースにより、作業を簡略化することができます。



LCAサポートは、こんな時あなたをサポートします。

環境調和型製品の開発

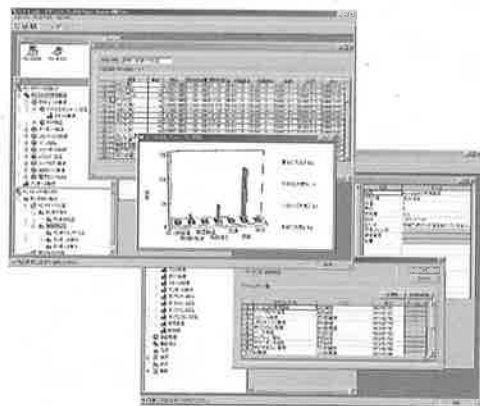
LCAの専門家の作業効率化

ISO14040に対応したLCAの実施

社内のLCA教育

LCAサポートVer2.0の新機能

- 分析結果のファイル出力機能
インベントリ分析、分類評価、グルーピング分析、オブジェクト分析、
オブジェクト比較の分析結果をCSVファイル出力できます。
- オブジェクトデータ出力・読み込み
LCAサポートでご利用のLCAデータを、部品ごとやプロセスごとに
ファイル出力でき、エディタや表計算ソフトでデータを確認・修正できます。
また、既存のデータや編集後のデータも簡単に一括登録できます。
- ネットワーク対応
ネットワークを介してLCAデータを共有できます。



LCAサポートVer2.0

標準価格:300,000円

RENEWAL

追加ライセンス価格

1ライセンス—150,000円

10ライセンス—1,400,000円

サポート・インストラクション(1年分)—100,000円

LCAサポート
データベースシリーズ
—日本—

標準価格:300,000円

※「LCAサポート」ソフト本体とのセット価格:500,000円
日本の実情に合わせた日本のデータ集。

(社)産業環境管理協会よりご提供いただいたデータが152種類。

NEW LCAサポート
データベースシリーズ
—BUWAL—

標準価格:500,000円

スイス環境庁が発行した世界的に有名な
容器包装材のデータをLCAサポートに移植。

変化を好む。

静かに、あるいは激しく、時代は動く。
それは止まることなく、私たちに変化を求めつづける。

ケミカルをベースとする旭化成は、
繊維や機能膜、エレクトロニクスや医薬・医療分野を手掛け、
新しい生活スタイルを提案する住宅や建材、生活製品を生みだし、
創造力のひらめきをもって様々な姿をみせるようになった。

そして今また、時代は大きく動きはじめ、
私たちに新たな変化、さらなるステージアップを求めている。

ひとと社会の幸せをよるこびとして、止まることなく、

怯むことなく、勇気をもって変わってゆく。

私たちは、いつも時代とともに進化しつづける

イノベーションカンパニー、旭化成です。

つくる・わらう・つくる

旭化成

旭化成工業株式会社 〒100-8440 東京都千代田区有明町1-1-2 日比谷三井ビル <http://www.asahi-kasei.co.jp>

まっすぐ人の心に向かって

KAWATETSU

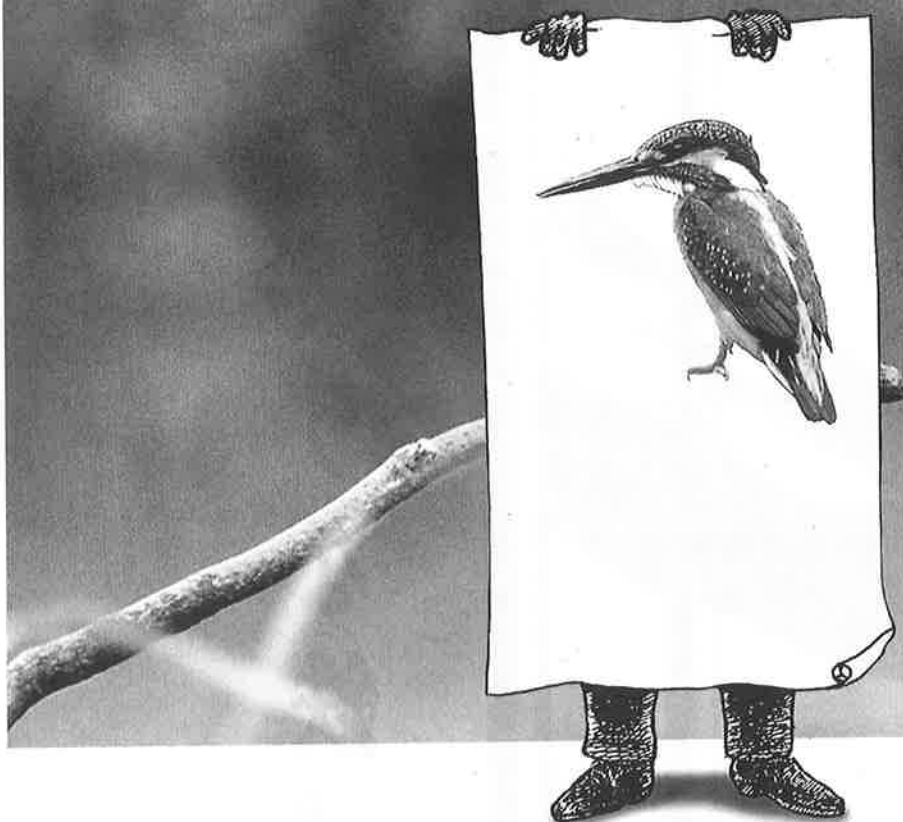
人 の よ う な 鉄。 。

優れた力を持つ人を形容する
鉄人、鉄腕などの言葉があるように、

人のように優しい鉄
腕のようにしなやかな鉄があってもいい。

鉄を追求し、そして化学、
エンジニアリング、エレクトロニクスへ……。
発想は柔軟に「まっすぐ人の心に向かって」。

21世紀の文明を考える川崎製鉄です。



硝子とプリント。

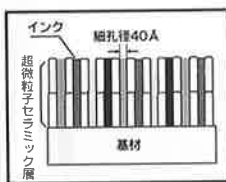
ちよつと異色な取り合わせ。でも、美しい画像再現に
なくてはならない関係です。

たとえば、カラーインクジェット方式プリンターシー
ト素材「ピクトリコ」。瞬時ににじみのない透明感と彩
度の高い鮮明な画像がプリントされます。不思議ですね。

実はシート表面に、配向性の
高い超微粒子セラミックス
層がコーティングしており、
その粒子間につくられたス
トレートな細孔にインクが

定着しているのです。この技術を応用すると、布や皮革、
プラスチック、金属等にもスピーディーに濁りのない
鮮やかな画像がプリントアウトできます。

私たちは、もつと美しく高解像度になるデジタルデー
タの出力環境に、オリジナリティあふれるイメージン
グ技術を展開していきます。



【(ピクトリコ)構成図】

旭硝子

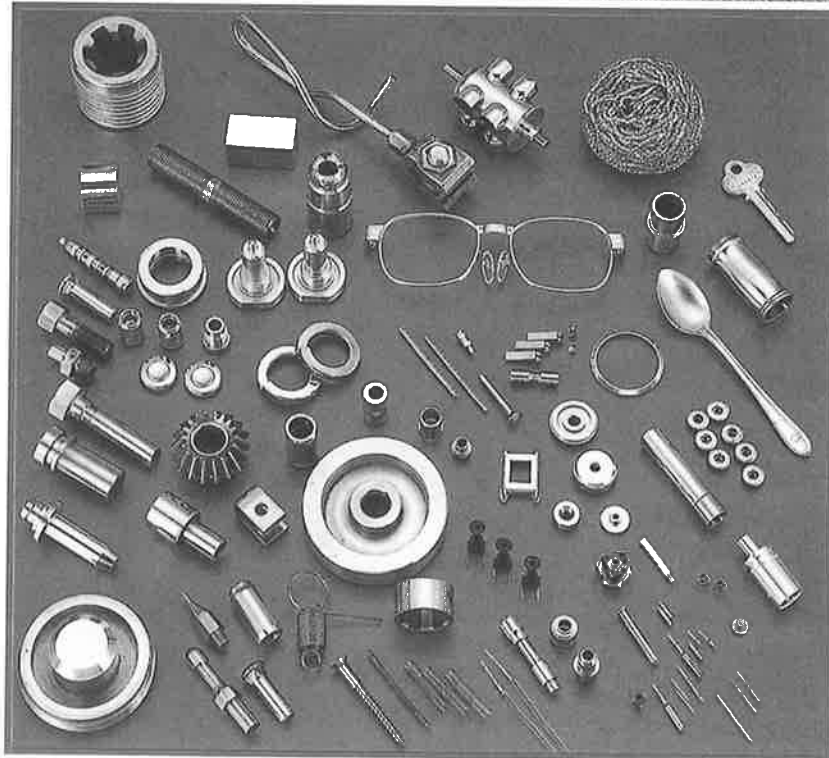
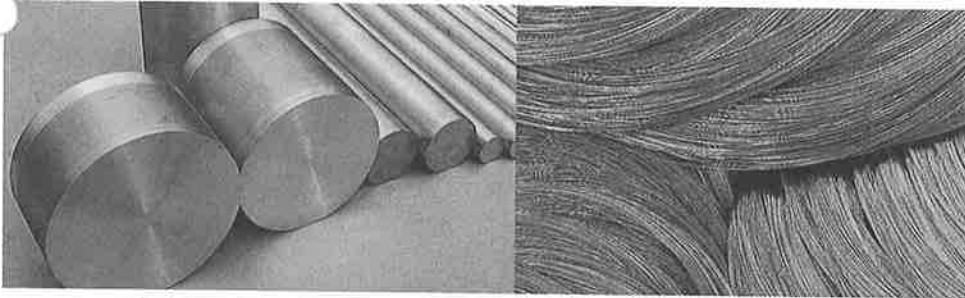
旭硝子株式会社 〒100-8405 東京都千代田区有楽町1-12-1 TEL03(3218)5258 URL:<http://www.agc.co.jp/>



私達の作る製品は、一般に知られておりません。しかし、電子機器・医療機器・通信機・計測器の重要な部分や、車両、エンジン気化器をはじめ、楽器・光学時計・特殊ギア・眼鏡フレーム・ボールペンチップなどに応用されています。知らず知らずのうちに「くらし」のどこかできっと出合っているはずです。

聴きなれない言葉ですが、快削性洋白・ベリリウム銅特殊合金、リン青銅・板・線・棒・異型などの製品一つ一つに、高度な専門技術とたゆまぬ基礎研究が生かされています。豊かな素材を知りつくし、最先端のテクノロジーを応用し、つぎつぎと新製品を生み出すとき、私達は世界中の人々のくらしに今よりももっと活々とコミュニケーションできる——。そんな確信にもた興奮がわいてきます。

「藤井製作所」、私達は知られなくともいいのです。でも、未来素材の創造という大きなテーマに向かって私達はひそかに未知の一步を進めます。



知られなくともいいです——。

株式会社 藤井製作所

本社/〒133-0044 東京都江戸川区本一色1丁目14番6号 TEL03(3651)9176(代)FAX03(3651)1310
千葉工場/〒270-1406 千葉県印旛郡白井町中157-8番地 TEL047(491)0241(代)FAX047(491)0247

海洋天然資源を 科学する

油脂事業

海洋生物の研究から生まれた
ヒトに優しい天然資源

化成品事業

世界に先駆けて、海洋バイオマスの
利用技術を開発

食品事業

海のめぐみ、素材の風味を生かす
匠の技術

株式会社 共和テクノス

本社・本社工場 / 〒289-1624 千葉県山武郡芝山町小池2759-3 TEL:0479-77-1311(代) FAX:0479-77-2325
<http://www.root.or.jp/kyowatecno/>

《 編 集 後 記 》

西暦2000年代最初の会報編集に携わる好機に遭遇しました。

この会誌のことを考えていた昨年の年末は、Y 2 K問題（コンピュータ2000年問題）対策の準備が大きな話題となっていました。この号が皆様に届く頃には、結果も出ていると思いますが、何事もなかったことをお祈りします。

このY 2 K問題のように、世の中の進歩に伴い、新たな問題が発生することが多いのが事実です。特に環境問題では、その傾向がある様に思われます。ダイオキシン、環境ホルモン等々。

そのような問題を予見し、いち早く準備対応できることが、これからの環境担当者に要求されるのではないのでしょうか。

本会報が、そういった意味で役立つよう、今後も、皆様のご批判、ご協力をお願いします。

川崎製鉄(株) 木村 光蔵

区分	編 集 委 員
62号	川 崎 製 鉄 (株)・旭 硝 子 (株)・旭化成工業(株) 日 本 電 気 (株)・(株)藤井製作所・(株)共和テクノス

会 報 第 62 号

発行年月 平成12年1月

発 行 者 社団法人千葉県環境保全協議会

会 長 中 村 皓 一

千葉県中央区市場町1番3号 自治会館内

電話 043 (224) 5827

刷 刷 ワタナベ印刷株式会社

千葉県中央区今井3-21-14

電話 043 (268) 2511

